

当座勘定規定（一般）

（下線部：改定箇所）

変更前	変更後
第7条（手形、小切手の支払等） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。	第7条（手形、小切手の支払等） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>ただし2026年9月30日を超えて振り出された小切手または手形が呈示された場合、当座勘定から支払いません。</u>
第8条（手形、小切手用紙） ① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。	第8条（手形、小切手用紙） ① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u>
第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ① 手形、小切手を振出したまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ① 手形、小切手を振出したまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>ただし2026年9月30日を超えて振り出されたものが呈示されたときは、支払いません。また振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>
小切手用法 （略） 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。	小切手用法 （略） 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手も呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された小切手が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</u>
約束手形用法 （略） 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。	約束手形用法 （略） 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。
為替手形用法 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。	為替手形用法 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。

当座勘定規定（専用約束手形口用）

（下線部：改定箇所）

変更前	変更後
第7条（手形の支払） ① この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。	第7条（手形の支払） ① この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。<u>ただし2026年9月30日を超えて振り出された手形が呈示された場合、当座勘定から支払いません。</u>
第8条（手形用紙） ① 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。	第8条（手形用紙） ① 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u>
第15条（振出日、受取人記載もれの手形） ① 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	第15条（振出日、受取人記載もれの手形） ① 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>ただし2026年9月30日を超えて振り出されたものが呈示されたときは、支払いません。また振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>

代金取立規定

（下線部：改定箇所）

変更前	変更後
1.（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立てとして取扱います。	1.（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立てとして取扱います。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払場所または支払人とする手形または小切手については、取扱をいたしません。</u>

以 上